

(補足資料)

電子登録債権に関する決済の安定性の確保
その他の利用者の保護
～その他の利用者の保護～

平成18年10月10日（火）

金融庁

目 次

1. 個人が電子登録債権の債務者となる例1
2. 個人が電子登録債権の債務者となる場合の弊害の例2
3. 個人が電子登録債権の債務者となる場合の法律関係3
4. 個人が電子登録債権の債権者となる例7
5. 個人が電子登録債権の債権者となる場合の弊害8
6. 個人が電子登録債権の債権者となる場合の法律関係9

1 個人が電子登録債権の債務者となる例

個人事業者の場合には、種々の取引により債務者となることが考えられるが、個人事業者でない場合については、例えば次のようなものが考えられる。

(注)個人が登録保証人となる場合、登録保証債務を負担することについて、債務者となる場合に準じて考えることができる。

1. 住宅ローン

184.2兆円／平成18年3月末現在／集計対象：金融機関(公的金融機関を含む)

(出典：住宅金融公庫)

2. クレジットカードローン

29.9兆円／平成17年11月1日現在／集計対象：銀行・信販会社等

(出典：経済産業省 平成17年特定サービス産業実態調査(速報))

3. 消費者ローン

11.3兆円／平成17年3月末現在／集計対象：消費者向無担保貸金業者

(出典：金融庁)

4. オンライン・ショッピング

5.6兆円/アンケートに基づく平成16年の市場規模の推定値

(出典：経済産業省 次世代電子商取引推進協議会 NTTデータ経営研究所「電子商取引に関する実態・市場規模調査」)

2 個人が電子登録債権の債務者となる場合の弊害の例

前記1のように個人が債務者となる場合に生じる弊害として、例えば次のようなものが考えられる。

1. 二重支払の危険が生じる可能性

- ①電子登録債権に係る債務を支払ったが、支払等登録が行われずまま、債権者が当該電子登録債権を第三者に譲渡したため、譲受人から再び請求を受けた。
- ②同一の原因関係に基づいて複数の電子登録債権が発生登録され、それぞれの電子登録債権を譲り受けた者から請求を受けた。

2. 他人により、原因関係と異なる内容の申請や原因関係のない申請が行われる可能性

- ①債権者に登録申請に関する代理権を与えたところ、原因関係と異なる内容で申請された。
- ②ハッキング、ID・パスワード等の不正取得により、なりすましが行われ、誤った電子登録債権が発生した。

3. 誤操作により意図しない内容の申請をする可能性

4. 詐欺・強迫により申請をする可能性

5. その他の弊害の可能性

- ・電子登録債権を利用した強力な取立てにつながる可能性 等

3 個人が電子登録債権の債務者となる場合の法律関係

前記2のような弊害の法律関係については、次のように考えられる。

(注)消費者が登録保証人となる場合、

①主債務者が申請に係る意思表示の無効、取消し等によりその債務を負担しない場合に登録保証債務の効力はどうなるか、

②登録保証人は主債務者の債権による相殺を主張できるか、

③主たる債務者に対する時効中断の効果が登録保証人に及ぶか

といった問題がある。法制審では、登録保証人が消費者である場合には登録保証の独立性がないものとするのが提案されており、これによれば、民法上の保証とほぼ同様の取扱いとなり、主債務者に準じて考えることができる。

1. 二重支払の危険が生じる可能性

①電子登録債権に係る債務を支払ったが、支払等登録が行われないうまま、債権者が当該電子登録債権を第三者に譲渡したため、譲受人から再び請求を受けた。

・電子登録債権に係る債務を支払えば、債務者は、債権者に対して支払済みであることを主張して、支払を拒絶できる(人的抗弁)。第三者へ譲渡されても、人的抗弁が切断されなければ、債務者は、譲受人に対して支払を拒める。

②同一の原因関係に基づいて複数の電子登録債権が発生登録され、それぞれの電子登録債権を譲り受けた者から請求を受けた。

・通常、同一の原因関係に基づいて複数の電子登録債権の発生登録を行うことには合理性がなく、発生登録が債務者の錯誤に基づくものであれば、債務者は、錯誤による無効を主張しうる。

・表意者が消費者の場合、錯誤にかかる第三者保護規定は適用されない(法制審中間試案第1の2(2)b)。

2. 他人により、原因関係と異なる内容の申請や原因関係のない申請が行われる可能性

①債権者に登録申請に関する代理権を与えたところ、原因関係と異なる内容で申請された。

・債務者は、与えた代理権の内容と異なることを主張して、支払を拒絶できる。第三者へ譲渡されても、第三者に表見代理が成立しなければ、債務者は、譲受人に対して支払を拒める。

②ハッキング、ID・パスワード等の不正取得により、なりすましが行われ、誤った電子登録債権が発生した。

・本人の意思に基づかない電子登録債権が発生しても、本人に支払義務は生じない。

(注) 例外的に、ID・パスワード等の管理が不十分であるなど、本人に責任がある場合については、電子登録債権固有の問題ではなく、民法上の一般原則(表見法理)に則って処理される。

・仮に、誤った登録に基づいて支払期日に債務者の口座から資金が引き落とされた場合でも、不実の登録に責任のある管理機関は、債務者が被った損害を賠償する責任を負う。

(注) 不実の登録に関する管理機関の責任について、法制審中間試案では、①無過失責任とする案、②管理機関側に証明責任を転換する案、③管理機関に不可抗力によることの証明責任を課す案が併記されている(法制審中間試案第1の4(5))。

3. 誤操作により意図しない内容の申請をする可能性

- ・誤操作により意図しない内容を申請した場合、電子登録債権に係る意思表示は錯誤により無効となる(ただし表意者に重過失がある場合には、錯誤無効を主張できない(民法95条但書))。
- ・表意者が消費者の場合、錯誤にかかる第三者保護規定は適用されない(法制審中間試案第1の2(2)b)。

(注)「電子消費者契約および電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」は、事業者・消費者間の契約について規定しているが、電子登録債権の発生・譲渡等の要件について、法制審中間試案第1の2(1)にいうA案(電子登録債権を発生・譲渡等するについての当事者間の契約をも必要とする案)とされれば、管理機関に対する申請に錯誤がある場合に同法の適用がある。

4. 詐欺・強迫により申請をする可能性

- ・詐欺・強迫により電子登録債権に係る意思表示をした場合、電子登録債権に係る意思表示を取り消すことができる。取消し後に第三者へ譲渡されても、意思表示をした者が消費者である場合には、善意・無重過失の譲受人に対しても、取消しを主張できる(法制審中間試案第1の2(2))。

5. その他の弊害の可能性

・電子登録債権を利用した取立てにつながる可能性 等

- ・手形訴訟類似の簡易な訴訟制度は設けないとされており(法制審中間試案後注)、簡易な訴訟制度を濫用した取立が行われる恐れはない。
- ・電子登録債権が第三者へ譲渡された場合も、人的抗弁が切断されなければ、譲受人に対しても、譲渡人に主張できた事項を主張して支払を拒絶できる。
- ・貸付けの契約に基づき発生した電子登録債権は、「貸付けの契約に基づく債権」として、貸金業法における取立行為の規制の対象となる。

(参考)「貸金業の規制等に関する法律」

(定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。(以下略)

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し又は次の各号に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。(以下略)

4 個人が電子登録債権の債権者となる例

個人事業者の場合には、種々の取引により債権者となることが考えられるが、個人事業者でない場合については、例えば次のようなものが考えられる。

1. インターネット・オークション／フリーマーケット

インターネット・オークション等によって商品を売却した場合に、購入者からの代金の回収のために電子登録債権を用いる場合

2. 金融商品としての電子登録債権を購入する場合

- ① 私募債を投資家に販売する場合と同様に、個人を債権者として、金融商品としての電子登録債権を発生させる場合
- ② 既に発生した電子登録債権を複数に分割し小口化したものを、金融商品として個人が購入する場合

(「電子登録債権の流動性と金融関連法制等の関係」の問題として、Ⅲで議論)

5 個人が電子登録債権の債権者となる場合の弊害

前記4のように個人が債権者となる場合に生じる弊害として、例えば次のようなものが考えられる。

1. 他人により、原因関係と異なる内容の申請や原因関係のない申請が行われる可能性

- ①債務者に登録申請に関する代理申請権を与えたところ、原因関係と異なる内容で申請された。
- ②ハッキング、ID・パスワード等の不正取得により、なりすましが行われ、誤った譲渡登録が行われた。

2. 誤操作により意図しない内容の申請をする可能性

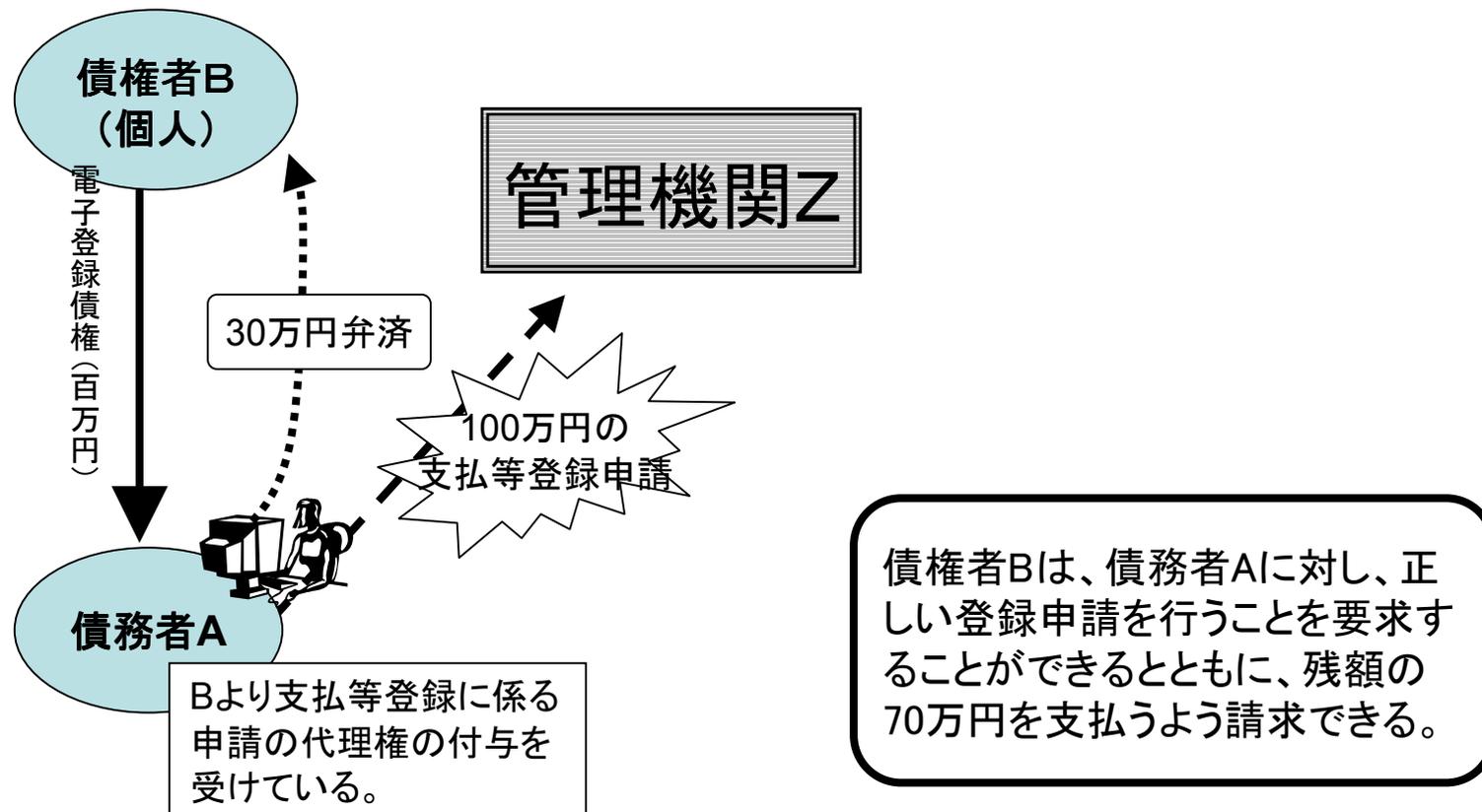
6 個人が電子登録債権の債権者となる場合の法律関係

前記5のような弊害の法律関係については、次のように考えられる。

1. 他人により、原因関係と異なる内容の申請や原因関係のない申請が行われる可能性

①債務者に登録申請に関する代理申請権を与えたところ、原因関係と異なる内容で申請された。

- ・債権者は、与えた代理権の内容と異なることを主張して、正しい登録申請を行うことを要求することができるとともに、本来の内容に基づいて債務者に対して請求できる。



②ハッキング、ID・パスワード等の不正取得により、なりすましが行われ、誤った譲渡登録が行われた。

・無断で第三者への譲渡登録が行われて、第三者に善意取得が成立しなければ、債権者は権利を失わない。

(注) 譲渡人が消費者である場合であって、当該譲渡人に係る譲渡登録が権利移転の効力を有しないときは、善意取得の規定の適用はない(法制審中間試案第3の4(4))

・ただし、誤った譲渡登録が訂正されないまま、支払期日に登録原簿上の債権者へ支払が行われた場合、有効な支払となり、本来の債権者は権利を喪失する。この場合、不実の登録に責任のある管理機関は、債権者が被った損害を賠償する責任を負う。

(注) 不実の登録に関する管理機関の責任について、法制審中間試案では、①無過失責任とする案、②管理機関側に証明責任を転換する案、③管理機関に不可抗力によることの証明責任を課す案が併記されている(法制審中間試案第1の4(5))。

2. 誤操作により意図しない内容を申請をする可能性

・3「個人が電子登録債権の債務者となる場合の法律関係」3.参照

②ハッキング、ID・パスワード等の不正取得により、なりすましが行われ、誤った譲渡登録が行われた。

・譲受人Dに善意取得が生じれば、債権者Bは、権利を失う。

